

## 提案書

平成 19 年 11 月 22 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) ひーびーかぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうしーーおー そん まさよし  
代表取締役社長CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における競争状況の評価 2007」(戦略的評価「プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析」) に関し、別紙のとおり提案致します。

このたびは、「電気通信事業分野における競争状況の評価2007」(戦略的評価「プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析」)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の提案を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

「別紙1」用提案欄

検討項目	内容
総論	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>第一種指定電気通信設備を設置する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT」という。）が有するプラットフォーム機能については、固定通信市場におけるボトルネック性や市場の独占的状態に基づく市場支配力と結びつくことで、市場全体の競争が制限、または阻害される可能性が非常に高いと考えられることから、当該機能の競争状況を注視し、機能の連携の在り方を検討することは有効と考えます。</li></ul> <p>具体的には、NTTはボトルネック性を有する設備を設置するとともに市場におけるドミナンス性を有しており、また、過大な営業費等の支出を通じて、当該市場における優位性を保持し続けることが可能なため、他の事業者が当該事業分野での事業を競争的に行えない状態にあります。このような状況下において、NTTは、プラットフォーム機能の連携（NTT-NGNのインタラクティブ通信に含まれる優先制御機能等との相互接続等）を制限することにより、市場における自己の地位を濫用し、下位レイヤーをはじめとした各レイヤーにおける市場支配力を不当に強化することが可能となります。</p>

		<p>以上を踏まえ、本競争評価においては、NTT のプラットフォーム機能の競争状況を分析することとし、また、今後、立ち上がる予定のプラットフォーム機能に関する研究会における議論は上記の考え方に基づき、第一種指定電気通信設備を設置する事業者のプラットフォーム機能をどのように利活用し、競争を促進していくかというテーマを中心に議論すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、検討にあたっては、独占禁止法の精神、特に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第2条第7項にある「独占的状態」の規定の精神に基づき、その市場構造要件、新規参入要件、弊害要件の検討も行うことが望ましいと考えます。</li> </ul>
1. プラットフォーム機能の範囲	(1) 検証の対象とすべきプラットフォーム機能の範囲	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前述のとおり、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が有するプラットフォーム機能については、固定通信市場におけるボトルネック性や市場の独占的状態に基づく市場支配力と結びつくことで、市場全体の競争が制限、または阻害される可能性が非常に高いと考えられます。特に、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が、他のネットワークを保有する事業者に対し、回線は相互接続させるが、ネットワークを保有する事業者以外では提供できないプラットフォーム機能（NTT-NGN のインタラクティブ通信に含まれる優先制御機能等）への接続を拒否した場合、①NTT と接続事業者のユーザ間の電話機能の通話品質が保たれない、②接続事業者に接続する映像配信事業者から NTT ユーザへの映像配信品質が保たれない、等の問題が生じることとなります。これらの問題は、結果的に、市場支配力を有する事業者による上位レイヤーにおけるプレイヤーの囲い込み、さらには下位レイヤー（アクセス回線）におけるドミナント性の強化につながることとなり、公正な競争環境が阻害され、接続事業者が競争的に事業を行えなくなります。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>以上のことから、第一種指定電気通信設備を設置する事業者の有する機能、中でもネットワークを保有する事業者のみが提供可能なプラットフォーム機能（NTT-NGN のインタラクティブ通信に含まれる優先制御機能等）については、検証するまでもなく、接続事業者に対し開放すべきです。</li> </ul>
	(2) プラットフォーム機能の提供や利活用の主体と分析対象	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「(a) ネットワークを保有する電気通信事業者の間」、「(b) ネットワークを保有する電気通信事業者とそれ以外の電気通信事業者との間」、「(c) 電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の電気通信事業者以外の者との間」の 3 つの関係に分けて分析する場合において、第一種指定電気通信設備を設置する事業者に焦点を当てて分析すべきです。これにより、NTT のプラットフォーム機能が競争環境に与える影響を浮き彫りにすることが可能になると考えます。</li> </ul>
	(3) プラットフォーム機能の連携に期待される効果	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一種指定電気通信設備を設置する事業者が有するプラットフォーム機能（NTT-NGN における機能等）については、利活用を推進することにより、多様なプレイヤーによる多様なサービス提供が可能となるため、円滑な連携が図られることが必要です。しかしながら、現状、NTT-NGN においては、接続点等の接続条件は限定的であり、接続事業者の希望するインターフェースでの接続が受け入れられない事例も存在している等、円滑な連携が行われているとは言い難い状況にあります。</li> </ul>
2. プラットフォーム機能の利活用の在り方に 関する評価の	(1) プラットフォーム機能の評価に係る 経済的側面	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一種指定電気通信設備を設置する事業者が有するプラットフォーム機能については、当該機能の提供に対し、適正な対価が設定されているかという視点に加え、適正</li> </ul>

視点		な機能・設備単位でのアンバンドルを前提として接続料設定がなされているか、さらには接続料の適正性を検証可能とするための会計分離が行われているか等といった視点が重要であると考えます。
	(2) プラットフォーム機能の評価に係る技術的側面	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IP 網への移行は世界的に進んでおり、次世代ネットワークの標準化活動が活発化していることから、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が有する次世代ネットワークのプラットフォーム機能については、デジュールのみならず、デファクトを含め国際標準準拠とすべきであり、そうした基盤の上で公正競争を進展させることにより、周辺産業を含めた日本経済を活性化させ、日本の情報通信分野の国際競争力を向上させるべきです。</li> </ul>
	(3) プラットフォーム機能の利活用とネットワーク中立性との関係	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークの中立性に係る 3 原則の観点からは、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が有するプラットフォーム機能が独自仕様となり、消費者の有する端末の接続が制限されることがないかという点について重点的な検証が必要です。</li> <li>また、第一種指定電気通信設備を設置する事業者のプラットフォーム機能がオープン化されないことにより、上位レイヤーのコンテンツ事業者等を囲い込むこととなり、消費者がコンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセスすることが制限されるようなことがないかについても検証が必要です。</li> </ul>
	(4) その他	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一種指定電気通信設備を設置する事業者が有するプラットフォーム機能についての検討にあたっては、2(1)から(3)の視点に加え、独占禁止法の精神、特に「私的独占の</li> </ul>

		<p>禁止及び公正取引の確保に関する法律」第2条第7項にある「独占的状態」の規定の精神に基づき、その市場構造要件、新規参入要件、弊害要件の検討も行うことが望ましいと考えます。</p>
3. プラットフォーム機能の連携が市場競争に与える影響	(1) 競争評価を行うに当たっての整理の在り方	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前述のとおり、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が有するプラットフォーム機能については、固定通信市場におけるボトルネック性や市場の独占的状態に基づく市場支配力と結びつくことで、市場全体の競争が制限、または阻害される可能性が非常に高いと考えられることから、当該機能の競争状況を注視し、機能の連携の在り方を検討することは有効と考えます。</li> </ul> <p>具体的には、NTTはボトルネック性を有する設備を設置するとともに市場におけるドミナンス性を有しており、また、過大な営業費等の支出を通じて、当該市場における優位性を保持し続けることが可能なため、他の事業者が当該事業分野での事業を競争的に行えない状態にあります。このような状況下において、NTTは、プラットフォーム機能の連携(NTT-NGNのインタラクティブ通信に含まれる優先制御機能等との相互接続等)を制限することにより、市場における自己の地位を濫用し、下位レイヤーをはじめとした各レイヤーにおける市場支配力を不当に強化することが可能となります。</p> <p>以上を踏まえ、本競争評価においては、NTTのプラットフォーム機能の競争状況を分析することとし、また、今後、立ち上がる予定のプラットフォーム機能に関する研究会における議論は上記の考え方に基づき、第一種指定電気通信設備を設置する事業者のプラットフォーム機能をどのように利活用し、競争を促進していくかというテーマを中心に議論すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、検討にあたっては、独占禁止法の精神、特に「私的独占の禁止及び公正取引の</li> </ul>

		<p>確保に関する法律」第2条第7項にある「独占的状態」の規定の精神に基づき、その市場構造要件、新規参入要件、弊害要件の検討も行うことが望ましいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これらを踏まえ、競争評価を行うに当たっての整理の在り方としては、以下のような考え方方が妥当と考えます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 第一種指定電気通信設備を設置する事業者のプラットフォーム機能とその他の事業者のプラットフォーム機能という区分を設け、後者は評価の対象から除外する。</li> <li>- 第一種指定電気通信設備を設置する事業者のプラットフォーム機能の中でも、当該事業者のみが提供可能なプラットフォーム機能については、優先的に評価の対象とする。</li> </ul> </li> </ul>
(2) プラットフォーム機能の把握の在り方	【意見】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前述のとおり、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が有するプラットフォーム機能については、固定通信市場におけるボトルネック性や市場の独占的状態に基づく市場支配力と結びつくことで、市場全体の競争が制限、または阻害される可能性が非常に高いと考えられます。特に、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が、他のネットワークを保有する事業者に対し、回線は相互接続させるが、ネットワークを保有する事業者以外では提供できないプラットフォーム機能（NTT-NGN のインターフェイス通信に含まれる優先制御機能等）への接続を拒否した場合、①NTT と接続事業者のユーザ間の電話機能の通話品質が保たれない、②接続事業者に接続する映像配信事業者から NTT ユーザへの映像配信品質が保たれない、等の問題が生じることとなります。これらの問題は、結果的に、市場支配力を有する事業者による上位レイヤーにおけるプレイヤーを囲い込み、さらには下位レイヤー（アクセス回線）におけるドミナント性の強化につながることとなり、公正な競争環境が阻害され、接続事業者が競争</li> </ul>

		<p>的に事業を行えなくなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このように、プラットフォームレイヤーにおける競争環境を通じ、アクセス回線におけるボトルネック性やドミナンス性等の濫用による市場支配力の行使が可能であることから、プラットフォームレイヤー単体の評価では不十分であり、これらボトルネック性等が存在するアクセス回線市場と一体的に実態を把握することが必要です。</li> </ul>
	(3) 市場の統合化がプラットフォーム機能に与える影響	<p>【意見】</p> <p>【固定通信市場と移動通信市場の統合化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定通信市場と移動通信市場の統合化の進展に際し、ボトルネック性等に基づく市場支配力を有する第一種指定電気通信設備を設置する事業者のプラットフォーム機能の他事業者との連携状況を注視する必要があります。特に、第一種指定電気通信設備を設置する事業者（NTT）とその他の市場支配力を有する事業者（NTT ドコモグループ）同士の連携による相乗効果は、より一層、競争事業者のサービス展開を困難とし、公正な競争環境を阻害することから、両者による FMC サービスは例外なく認められるべきではありません。</li> </ul> <p>【レイヤー間の競争阻害行為について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一種指定電気通信設備を設置する事業者のプラットフォーム機能を介して、①下位から上位へ競争阻害的行為等の影響が及ぶ場合と②上位から下位へ競争阻害的行為等の影響が及ぶ場合が存在しますが、上位・下位のレイヤー毎に市場構造や競争状況に影響を及ぼす要因等が異なると想定されることから、精緻に影響分析を行うため、①と②を区別して評価すべきです。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 具体的には、①については、前述のとおり、通信レイヤーにおける実質的なボトルネック性やドミナント性をもって、上位レイヤーのプレイヤーを囲い込み、特定のコンテンツを独占的に配信する等、上位レイヤーに対する不当な影響力が行使される可能性があります。その結果、上位レイヤーの競争環境が循環的に下位レイヤーの競争環境に及ぶといった付随的な影響も発生すると考えられます。</li><li>・ また、②については、通信レイヤーでボトルネック性を有する電気通信事業者やその関連会社等が上位レイヤーにおけるサービスの事業主体の一体化、垂直的な統合の推進を図る等により、下位レイヤーの事業者のビジネスを困難にすることが想定されます。この点についてNTTは、「NTT グループ中期経営戦略の推進について（平成17年11月9日発表）」*において、上位レイヤーサービスの統合や、柔軟な組合せによるパッケージ化等を展開すると表明しているとおり、レイヤー間でのグループ連携の動きを加速度的に促進させていますが、これらの行為は認められるべきではありません。</li></ul> <p>※ 「NTT グループ中期経営戦略の推進について（平成17年11月9日発表）」より抜粋</p> <p>「現在グループ各社が提供しているインターネット接続、IP電話（O50）、映像配信（プラットフォーム・コンテンツ提供）、ポータルサービスについては、事業主体を一体化することにより、設備・オペレーションを統合するとともにコンテンツ調達の一元化を図ること等によって事業の効率化を推進していきます。また、これらの事業を垂直的に統合することにより、上位レイヤーサービスの柔軟な組み合わせによるパッケージ化・ポイント制の共通化等による新たなビジネスモデルの構築を推進していきます。さらに、これら事業の統合によってNTTグループとのアライアンスを希望される他社への窓口機能を一元化・明確化することに</p>
--	---

		<p>より、これまで以上に積極的な他社とのアライアンスを通じて、広告ビジネス・EC（電子商取引）・マイクロペイメントを含む決済ビジネス等の新たなビジネスの展開を推進していきます。このため、来夏を目途に、NTT レゾナントと NTT コミュニケーションズを事業統合するとともに、グループ全体の固定系の上位レイヤサービスを NTT コミュニケーションズに移行します。その際、お客さまに円滑に移行していただけるよう、設備・オペレーションの統合等は段階的に実施します。」</p>
--	--	---

以上